

ひたちなか市新中央図書館設計業務委託に係る
公募型プロポーザル実施要領

1 目的

本要領は、ひたちなか市新中央図書館設計業務を委託するにあたり、設計者の技術力、提案力等を審査し、設計業務に最も適した設計者を選定するため、公募型プロポーザルに関して必要な事項を定めるものである。

2 業務概要

(1) 業務名

ひたちなか市新中央図書館設計業務委託

(2) 業務内容

新中央図書館建設に係る基本設計・実施設計等（特記仕様書（配布資料 資料1）に記載のとおり。）

(3) 業務期間

契約締結の翌日から令和8年3月20日まで

(4) 契約限度額

241,010千円(消費税及び地方消費税を含む。)以内とする

3 スケジュール

項目	日程
募集公告	令和6年5月7日(火)
質問受付	令和6年5月8日(水)から5月17日(金)まで
質問回答期日	令和6年5月29日(水)
参加申込書等提出期間	令和6年5月8日(水)から6月4日(火)まで
参加資格審査結果通知	令和6年6月11日(火)
第1次審査書類提出期間	令和6年6月12日(水)から7月5日(金)まで
第1次審査	令和6年7月14日(日)
第1次審査結果通知	令和6年7月18日(木)
第2次審査書類提出期間	令和6年7月19日(金)から8月9日(金)まで
第2次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	令和6年8月25日(日)
第2次審査結果通知	令和6年9月10日(火)
契約締結	令和6年9月下旬頃を予定

※上記日程は、今後、都合により変更となる可能性もある。

※書類等の提出締切時刻については午後5時までとする。

4 参加資格

本プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる要件をすべて満たす者でなければならない。なお、応募参加資格の確認基準日は、参加申込日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年 5 月 3 日政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法（平成 14 年 12 月 13 日法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (3) 民事再生法（平成 11 年 12 月 22 日法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (4) 破産法（平成 16 年 6 月 2 日法律第 75 号）第 18 条第 1 項又は第 19 条の規定に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 令和 6 年 4 月 1 日時点で、ひたちなか市建設工事等入札参加資格選定要綱（平成 6 年 11 月 1 日告示第 5 号）第 16 条に規定する建設工事等入札参加有資格者名簿の設計業務等の建築関連建設コンサルタント業務に登録されている者であること。
- (6) ひたちなか市建設工事等契約に係る指名停止等の措置要綱（平成 6 年 11 月 1 日告示第 6 号）の規定による指名停止期間中でないこと。
- (7) ひたちなか市暴力団排除条例（平成 24 年 12 月 28 日条例第 28 号）に規定する暴力団、暴力団員又は暴力団員等と密接な関係を有すると認められる者（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者が暴力団員等と密接な関係を有する法人を含む。）でないこと。
- (8) 建築士法（昭和 25 年 5 月 24 日法律第 202 号）第 23 条に基づく一級建築士事務所登録簿に登録された者であること。
- (9) 市税、県税、法人税（法人の場合）、所得税（個人の場合）、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。

5 参加条件

- (1) 単体企業又は設計共同企業体で参加申込書等を提出すること。ただし、設計共同企業体については次の条件を満たすこと。
 - ア 構成員数は 2 者とし、うち 1 者を代表構成員とすること。
 - イ すべての構成員は本要領「4 参加資格」に掲げる要件を満たしていること。
 - ウ 構成員は、単体企業若しくは他の設計共同企業体の構成員として本プロポーザルに参加申込をしていないこと。
 - エ 代表構成員の出資比率は 50%を超えること。
- (2) 平成 26 年度以降に、国又は地方公共団体が発注した延べ床面積 2,250 m²以上の図書館又は図書館部分が 2,250 m²以上の延べ床面積を有する複合施設の新築に係る基本及び実施設計業務において、元請負又は設計共同企業体の代表構成員として契約を締結し、完了した実績を有していること。なお、設計共同企業体で参加する場合は、代表構成員がその実績を有していること。
- (3) 次のア～オに掲げる技術者を 1 人ずつ配置（技術者の兼任は不可）すること。なお、管理技術者は一級建築士とし、かつ、すべての技術者は、参加申込日において参加申込書の提出者（設計共同

企業体の場合はいずれかの構成員）との間に3ヶ月以上の継続した直接雇用関係があること。

- ア 管理技術者
- イ 総合担当主任技術者
- ウ 構造担当主任技術者
- エ 電気設備担当主任技術者
- オ 機械設備担当主任技術者

6-1 審査方法

ひたちなか市新中央図書館設計業務プロポーザル審査委員会において、次に掲げる審査を実施するものとする。なお、審査は非公開で行うものとする。

(1) 参加資格審査

参加申込書等により、参加資格及び参加条件を満たす者であるかどうかを審査し、審査に合格した者は、第1次審査対象者として、第1次審査書類を提出することができる。

審査結果は、令和6年6月11日(火)に「参加資格審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

(2) 第1次審査

第1次審査対象者から提出された第1次審査書類について「ひたちなか市新中央図書館設計業務委託に係る公募型プロポーザル評価基準」(以下、「評価基準」という。)に基づく評価を行い、優秀と認められる者を第2次審査対象者として最大で5者選定するものとする。

審査結果は、令和6年7月18日(木)に「第1次審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

(3) 第2次審査

第2次審査対象者から提出された第2次審査書類及び提案内容に係るプレゼンテーションとヒアリングを実施し、「評価基準」に基づく評価を行い、最優秀提案者1者、次点者1者を選定する。

審査結果は、令和6年9月10日(火)に「第2次審査結果通知書」を郵送するとともに、電子メールでも通知する。

6-2 評価項目

別に定める「評価基準」による。

6-3 審査委員会

ひたちなか市新中央図書館設計業務プロポーザル審査委員会設置要綱に基づき、外部委員及び内部委員の7名で組織する本審査委員会において審査を行う。

なお、審査の公正性を確保する観点から、委員会委員の氏名については、すべての審査が完了するまで非公表とする。

7 参加手続

(1) 資料の配布

ア 配布日 令和6年5月7日(火)から

イ 配布場所

本市ホームページに掲載する。

URL : <http://www.city.hitachinaka.lg.jp/business/nyusatsu/1007211/1013889.html>

ウ 配布資料

- ① 実施要領
- ② 様式集
- ③ 評価基準
- ④ 資料1 特記仕様書
- ⑤ 資料2 新中央図書館設計の基本方針
- ⑥ 資料3 新中央図書館諸室整備の基本方針
- ⑦ 資料4 新中央図書館整備基本計画
- ⑧ 資料5 〃 追補(その1)～(その4)
- ⑨ 資料6 東石川第4公園現況図(平面図, 用地実測図)
- ⑩ 資料7 提案書を作成するにあたっての与条件について

エ その他

これまでに開催した市民ワークショップの結果(下記URL(1)参照)や, これまでの新中央図書館整備検討のあゆみ(下記URL(2)参照)については, ひたちなか市立図書館ホームページに掲載している。

URL(1) : <https://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp/viewer/info.html?idSubTop=0&id=1488>

URL(2) : <https://www.lib.hitachinaka.ibaraki.jp/viewer/info.html?idSubTop=0&id=1354>

(2) 説明会

本プロポーザルに係る説明会は開催しない。

(3) 質問の受付

本プロポーザルに関する質問を, 次の通り受け付ける。

ア 受付期間

令和6年5月8日(水)から5月17日(金)午後5時まで

イ 提出先

本要領「12 担当課」あてに提出

ウ 提出方法

質問書(質問様式)を作成し, 電子メールで提出すること。

(4) 質問への回答

令和6年5月29日(水)午後5時までに本市ホームページで公表する。担当課で質問書の受領後, 速やかに受領確認メールを返信する。

(5) 参加申込書等の提出

本プロポーザルへの参加申込をしようとする者は, 提出書類を次の通り提出すること。

ア 提出期間

令和6年5月8日(水)から6月4日(火)午後5時まで

イ 提出先

本要領「12 担当課」あてに提出

ウ 提出書類

- ① 参加申込書（様式第 1 号又は第 1-1 号）
- ② 法人等概要書（様式第 2 号）
- ③ 市税，県税，法人税（法人の場合），所得税（個人の場合），消費税及び地方消費税の滞納がないことが確認できる次の書類（写し可。但し，作成日から 3 ヶ月以内のもの）
 - ・国税に未納が無いことの証明書（様式その 3 の 2 [個人]），（様式その 3 の 3 [法人]）
 - ・本店所在地の都道府県税の未納が無いことの証明書（納税証明書）
 - ・本店所在地の市町村税の未納が無いことの証明書（納税証明書）
- ④ 一級建築士事務所登録通知書の写し
- ⑤ 参加条件確認書（様式第 3 号）

エ 提出部数

各 1 部

※ただし，設計共同企業体で参加申込をしようとする場合には，提出書類のうち②～④についてはすべての構成員について提出すること。

オ 提出方法

提出先に持参（受付時間：図書館開館日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留のみ可，期間内に必着のこと）にて提出すること。

※提出期間のうち，5 月 28 日（火）から 6 月 2 日（日）まで及び 6 月 4 日（火）は，蔵書点検に伴い休館予定であるが，持参による受付も行う。なお，その他の休館日については原則として持参による受付は不可であるため，図書館ホームページで休館日を確認すること。

8 提出書類の作成

（1）第 1 次審査

第 1 次審査対象者となった者は，提出書類を次の通り提出すること。

なお，提出書類の作成基準日は，書類の提出日とする。

ア 提出期間

令和 6 年 6 月 12 日(水)から 7 月 5 日(金)午後 5 時まで

イ 提出先

本要領「12 担当課」あてに提出

ウ 提出書類

- ① 業務実績調書（様式第 4 号）
- ② 技術者調書（様式第 5 号）
- ③ 配置予定技術者調書 [管理技術者]（様式第 6 号）
- ④ 配置予定技術者調書 [総合担当主任技術者]（様式第 7 号）
- ⑤ 配置予定技術者調書 [構造担当主任技術者]（様式第 8 号）
- ⑥ 配置予定技術者調書 [電気設備担当主任技術者]（様式第 9 号）

⑦ 配置予定技術者調書〔機械設備担当主任技術者〕（様式第 10 号）

⑧ 業務の実施方針（様式第 11 号）

※提出書類の電子データを収録した CD 又は DVD も併せて提出すること。

エ 提出部数

提出書類①から⑦までは各 3 部，⑧は 10 部，電子データを収録した CD 又は DVD は 1 部

オ 提出方法

提出先に持参（受付時間：図書館開館日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留のみ可，期間内に必着のこと）にて提出すること。

カ 書類作成上の注意事項

- ① すべての書類の左上に，「参加資格審査結果通知書」にて通知された提案者番号を記入すること。
- ② 提出書類⑧業務の実施方針（様式第 11 号）には，提案者（設計共同企業体の場合は，構成員すべて）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や組織名（社章やロゴマーク等も含む），技術者名，過去に設計した建築物の具体的な名称，過去に受注した設計業務の具体的な名称等）をしてはならない。万一，そのような記述がある場合には，審査対象としないことがある。
- ③ 業務の実施方針に関する提案は，文書での表現を基本とし，イメージ図等の視覚的表現は，文章を補完する目的でのみ使用することができる。なお，視覚的表現については，見栄えや精度で差をつけて評価することはなく，また，文章の補完と認められない視覚的表現がある場合には，審査対象としないことがある。

（2）第 2 次審査

第 2 次審査対象者となった者は，提出書類を次の通り提出すること。

ア 提出期間

令和 6 年 7 月 19 日(金)から 8 月 9 日(金)午後 5 時まで

イ 提出先

本要領「12 担当課」あてに提出

ウ 提出書類

- ① 第 2 次審査「課題 1」に対する提案書（様式第 12 号）
- ② 第 2 次審査「課題 2」に対する提案書（様式第 13 号）
- ③ 第 2 次審査「課題 3」に対する提案書（様式第 14 号）
- ④ 第 2 次審査「課題 4」に対する提案書（様式第 15 号）
- ⑤ 見積書（様式第 16 号）

※提出書類①から④までを揃えて用紙左上をホチキス止めすること。提出書類⑤のみホチキス止めは不要。

※提出書類の電子データを収録した CD 又は DVD も併せて提出すること。

エ 提出部数

提出書類①から④までは各 10 部，⑤は 1 部，電子データを収録した CD 又は DVD は 1 部

オ 提出方法

提出先に持参（受付時間：図書館開館日の午前 9 時から午後 5 時まで）又は郵送（書留のみ可、期間内に必着のこと）にて提出すること。

カ 書類作成上の注意事項

- ① すべての書類の左上に、「参加資格審査結果通知書」にて通知された提案者番号を記入すること。
- ② 提出書類⑤見積書（様式第 16 号）を除くすべての提出書類において、提案者（設計共同企業体の場合は、構成員すべて）を特定することができる内容の記述（具体的な社名や組織名（社章やロゴマーク等も含む）、技術者名、過去に設計した建築物の具体的な名称、過去に受注した設計業務の具体的な名称等）をしてはならない。万一、そのような記述がある場合には、審査対象としないことがある。
- ③ すべての提案は、文書での表現を基本とし、イメージ図等の視覚的表現は、文章を補完する目的でのみ使用することができる。なお、視覚的表現については、見栄えや精度で差をつけて評価することはなく、また、文章の補完と認められない視覚的表現がある場合には、審査対象としないことがある。

9 プレゼンテーション及びヒアリング

第 2 次審査では、第 2 次審査対象者による提出書類に基づくプレゼンテーション及びヒアリングによる審査を次の通り実施する。なお、プレゼンテーション及びヒアリングは非公開で実施する。

(1) 実施日 令和 6 年 8 月 25 日（日）

(2) 実施場所 ひたちなか市役所第 3 分庁舎 防災会議室（予定）

(3) プレゼンテーション

ア 1 者につきそれぞれ準備時間 5 分以内、説明時間 15 分以内とする。

イ 説明者は、3 名以内とする。

ウ PC は、説明者側にて持参するものとする。（スクリーン及びプロジェクターは主催者側で用意する。）

エ 提出のあった提案書以外の資料や模型等を新たに用意することはできないものとする。

オ 提案者名は伏せたままプレゼンテーションを行うものとし、提案者（設計共同企業体の場合は、構成員すべて）を特定することができるような説明・発言等をしてはならない。

(4) ヒアリング

ア プレゼンテーション終了後、審査委員から説明内容に関するヒアリングを行う。

イ ヒアリングはおよそ 20 分程度とする。

ウ 原則として、プレゼンテーションの内容についてヒアリングを行うものとするが、このほかに、第 1 次審査での提案内容等、今回の提案に関連すること全般についてヒアリングされる可能性がある。

(5) その他

ア 開始時刻やプレゼンテーションの順番等の詳細については、実施日の 1 週間前までに別途通知する。

イ 指定されたプレゼンテーションの開始時刻までに会場に到着していない場合は失格となる。

ただし、交通機関等の事故等、真にやむを得ない理由があると審査委員会が認めた場合には、この限りではない。

ウ プレゼンテーション及びヒアリングに出席しない場合についても失格となる。

10 契約手続き等

(1) 契約予定者

すべての審査が完了し、最優秀提案者の選定がされた後、市において契約予定者の決定を行う。

(2) 仕様書の確定

契約を締結するにあたり、実施する業務の内容等については、特記仕様書（配布資料 資料 1）によるものとするが、第1次審査及び第2次審査において提案された内容を踏まえ、市は契約予定者と協議を行い、仕様書を確定させるものとする。

(3) 契約の締結

仕様書が確定した後、市は契約予定者から見積書を徴取し、見積金額が第2次審査において提出のあった見積書（様式第16号）に記載された金額の範囲内であれば、随意契約により契約を締結する。

(4) 契約の無効

契約締結後であっても、本プロポーザルの公告以後、すべての審査が完了するまでの間に、本要領「11（1）失格事項」に該当していたことが判明した場合には、当該契約を無効とし、違約金を請求する場合がある。

(5) その他

契約を締結するまでの間に契約予定者が本要領「4 参加資格」を満たさなくなった場合、当該契約予定者と契約の締結は行わず、同時に契約予定者はその資格を失う。

11 その他留意事項

(1) 失格事項

次の各号のいずれかに該当した場合は失格とする。

ア 参加資格審査に合格した後、すべての審査が完了するまでの間に本要領「4 参加資格」又は「5 参加条件」を満たさなくなった場合。

イ 提出書類に虚偽の記載、又は重大な不備があった場合。

ウ 本要領に示す提出期日、提出場所、提出方法等を守らなかった場合。

エ 本プロポーザルの公告以後、すべての審査が完了するまでの間に、参加者が本業務に関して、審査委員や市職員等の関係者との接触を持ち、自己に有利となるような働きかけ、又は他の参加者を不利にするような働きかけを行う等した場合。

オ 第2次審査において提出する見積書の見積金額が契約限度額を超過している場合。

カ その他、本要領に違反する等、審査委員会が本プロポーザルの参加者として不適格と認めた場合。

(2) 費用負担

本プロポーザルの参加に必要なすべての費用は参加者の負担とする。

なお、第2次審査のプレゼンテーション及びヒアリングに参加した者のうち、最優秀提案者となった者以外の参加者（失格となった者を除く。）に対しては、報奨金として1者当たり20万円を市から支払う。

ただし、最優秀提案者が辞退するなどの理由により、次点者が最優秀提案者に繰り上がった場合には、次点者が受け取った報奨金は市に返還するものとする。

(3) 提出書類の修正・変更，再提出

一度提出した書類等の修正・変更，再提出はできないものとする。また，提出された書類等については，理由の如何にかかわらず返却しない。

(4) 参加辞退

参加申込書の提出後，すべての審査が完了するまでの間に，参加を辞退しようとする場合には，参加辞退届（様式第17号）によりその旨を届け出るものとする。

(5) 使用言語及び単位

応募に関して使用する言語は日本語，単位は計量法(平成4年5月20日法律第51号)に定めるもの，通貨単位は円，時刻は日本標準時を使用するものとする。

(6) 著作権

提出された書類の著作権は，提案者に帰属するものとする。ただし，本業務の公表及びその他市が必要と認める場合は，提案者と協議のうえ，内容の一部又は全部を無償で使用できるものとする。

(7) 特許権等

提案内容に含まれる特許権，実用新案権，意匠権，商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法等を使用した結果生じた責任は，原則として提案者が負うものとする。

1.2 担当課

教育委員会事務局中央図書館

〒312-0044 ひたちなか市元町5番3号

TEL029-273-2247

FAX029-274-5071

E-mail lib-propo@city.hitachinaka.lg.jp